

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付
借用書

借用金額（総額）	円
----------	---

(借入期間) 令和 年 月から令和 年 月までの ヶ月間

(借入月額) 円

生活福祉資金福祉資金（総合支援資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、
下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 様

(借受人) 令和 年 月 日

住 所	
借受人氏名	印
生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日生

〔借入要項〕

地区	年度	資金	貸付コード	市区町社協	
		SX			窓口社協扱い
1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。				
2 貸付金振込先	金融機関名		金融機関コード [*] (4桁)		
	支 店 名		支店コード [*] (3桁)		
	預 金 種 別		口 座 番 号 (7 桁)		
	口座名義人 (カタカナ)				
3 貸付金の償還	据置期間	か月	年 月 ~	年 月	
	償還期間	か月	年 月 ~	年 月	
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括			
	償還場所	茨城県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 常陽銀行 本店営業部 普通 43945 口座名義 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会			
4 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利5%(令和2年4月以降の契約については年利3.0%の延滞利率となります。)の延滞利子を徴収します。				

- 【留意事項】①上記の太枠線内は申込者本人が記入してください。
②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。

※借用書の記入にあたりましては、太枠のみご記入くださいますようお願いいたします。

【様式2】

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付

借用書

借用金額（総額）	円
----------	---

（借入期間） 令和 年 月から令和 年 月までの ヶ月間

（借入月額） 円

生活福祉資金福祉資金（総合支援資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。ついでには、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 様

（借受人） 令和 年 月 日

住 所	水戸市■▲丁目●●-●
借受人氏名	茨城 一郎 印
生 年 月 日	大正 昭和 平成 44年6月1日生

〔借入要項〕

地区	年度	資金	貸付コード	市区町社協	
		SX			窓口社協扱い
1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。				
2 貸付金振込先	金融機関名	常陽銀行	金融機関コード [*] (4桁)	0000	
	支 店 名	本店	支店コード [*] (3桁)	000	
	預金種別	普通	口座番号 (7桁)	1234567	
	口座名義人 (カタ)	イバラキイチロウ			
3 貸付金の償還	据置期間	か月	年 月 ~	年 月	
	償還期間	か月	年 月 ~	年 月	
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括			
	償還場所	茨城県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 常陽銀行 本店営業部 普通 43945 口座名義 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会			
4 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利5%(令和2年4月以降の契約については年利3.0%の延滞利率となります。)の延滞利子を徴収します。				

【留意事項】①上記の太枠線内は申込者本人が記入してください。

②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。

③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。